

平成 27 年度第 1 回（通算第 3 回）水俣条約対応技術的事項検討会
ご指摘事項と対応案

(1) 検討の進め方及びスケジュール（進捗報告）

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
1	追加ヒアリング結果	参考資料 5、31 ページの水銀スイッチについては、代替品への置き換えが容易でない設備の維持管理用としては引き続き水銀の使用が見込まれるとのことだが、海外の大型冷凍設備等の維持管理についても、水銀を含む OCR を今後も使用し続けるということか（高岡委員）	（事業者への追加ヒアリング結果） 海外で使用される設備における継続使用については、ユーザー判断となるため把握していない。条約に基づき、2021 年 1 月 1 日より、水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができないものとして大臣による製造許可を得ない限り、水銀を用いたスイッチの製造が禁止されるため、ユーザーに対して、代替品への置き換えを検討する必要があることを周知する準備を進めている。

(2) 検討会中間報告書（案）について <資料 2>

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
2	特定水銀使用製品の製造等禁止	【p.4、3】製品の製造廃止等の対策の進捗状況について、全体的な把握が重要となるため、業界団体、大手メーカーに協力してもらうといった対応が必要だろう。今回示された水銀対策を進めていくにあたっては、業界全体で共通認識を持っていただくことが重要となる（崎田委員）	水銀対策の全体的な進捗把握はしっかりと行っていく必要がある。新法に基づき、水銀による環境の汚染の防止に関する計画を今後策定する予定であり、この計画の中に水銀対策を位置付け、その後も計画のフォローアップを行う中で進捗状況を確認していきたい（環境省）
3		【p.6(1)⑤】製品の安全性の問題は非常に重要である。今後試買調査を実施するにあたり、水銀含有量の測定だけでなく、各製品の安全性についても試験を行っていただきたい。製品の安全性に関する試験方法の検討は環境省だけでは難しいと考えられるため、産業界等の関係者の協力を得ながら検討して	試買調査の安全性試験に関しては、御指摘のとおり環境省にはあまり知見がなく、必要な情報提供を含め、産業界に協力していただきたい（環境省）

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
4		<p>いただきたい（田村委員）</p> <p>【p.6(1)⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製品製造等規制と適用除外については、規制の実施状況や技術的条件等を考慮しつつ、丁寧に見直していく必要がある。前倒し・深掘りが出来ない事例を把握しなければならない。電池について「数年後を目途に見直しの検討を行うべき」とあるが、具体的な見直し時期を明示したほうがよい（高村委員） ● 「数年」と記載すると、5～6年と思う人もいるのではないか。具体的な年数を記載しなくてもよいかもかもしれないが、「数年後」という記載が適切かどうか、検討していただきたい。（大塚座長） ● 委員から、見直しについて具体的な年数を示してほしいという意見があったことは、記録に残しておいていただきたい（大塚座長） ● 全体的な規制の実施状況の見直しについては実施計画の進捗確認で行われる予定とおもうが、製品製造等の状況の見直しについては、電池だけでなく他の製品についても必要と思われる（高村委員） ● 「条約発効後の議論を踏まえて、国内法についても製品製造等の状況の定期的な見直しを行う」という文言を、製品製造等禁止の包括的事項を記載する箇所に追記したほうがよいのではないかと（高村委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボタン形酸化銀電池やボタン形空気亜鉛電池は廃止期限を2017年に前倒しすることを目指しているため、「数年後」の見直しに関しても、その辺りがメドとなってくると理解しているが、具体的な年数を記載できるかどうか、検討したい（環境省） ● 条約の締約国会議では附属書Aに関する見直しが検討される予定であるため、国際的な状況を考慮して年数を検討していきたい。条約第4条8項では、条約の発効から5年以内に附属書Aを再検討すると規定されており、国内における見直しがそれよりも先になるということはまずないと考える（経済産業省） ● 文言追加について、座長とも相談の上で判断したい（環境省） → 見直しの必要性について、「3. 特定水銀使用製品の製造等禁止」に追記
6	製造禁止の適用除外とすべき事項	<p>【p.9、表2】「実現可能な」は Feasible が原語のはずだが、技術的に可能というだけでなく、経済的な実現可能性という要素も含まれるという理解でよいか。報告書に条約の解釈を示したほうがよい（高村委員）</p>	<p>経済的な観点での実現可能性も含まれると解釈している。この点に関しては、今後、運用通達等で明確化する予定。（経済産業省）</p>
7		<p>【p.10(1)】「国内においても」実現可能な代替品がないものについてのみ適用除外を認めることとすべき、という箇所は、どういった意図で記載しているか。「も」の意味が不明確である。日本の高温多湿な気象条件では使用できな</p>	<p>国内には代替製品があるが、海外においては、気象条件等の差異により代替製品がないという場合もあり得るので、代替製品のない国向けの輸出に関し</p>

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
		いボタン形電池等について、国内には代替品がないが、海外には代替品がある製品は適用除外ということか。また、国内に代替製品はあるが、海外には代替製品がない場合はどうなるのか（高村委員）	適用除外が認められることはあり得る。ただし、そのような場合の取扱いについては現段階では十分に検討できていないため、引き続き関係省庁と協力し検討していきたい（経済産業省）
8	今後の課題	【p.18、8】製品の表示と回収に関しては引き続き検討していくとあるが、製品のライフサイクル全体をとおして適切に条約を担保することは大変重要であるため、なるべく早い段階で、表示に関するガイドラインの検討を行っていただきたい（崎田委員）	御指摘は十分に留意したい（環境省）
9		【p.18、8】製品に適切な表示を行うことは、廃製品の回収のしやすさに係わってくるため、表示と回収について同じ委員会において検討を行うか、適切に情報共有を行うようにしていただきたい（崎田委員）	製品の表示については環境保健部会の所掌事項であり、廃棄物の適正な回収については循環型社会部会の所掌事項であるため、表示と回収を同じ検討会で議論することは難しいが、相互に進捗状況等を適切に情報共有しつつ進めていきたい（環境省）
10		【p.18、8】製品の廃止期限の前倒し・深掘りや、水銀回収のより一層の促進等の対策がなされることによる効果がどの程度あるのか、量的なものも含めて確認することも必要である（蒲生委員）	製品の廃止期限の前倒し・深掘り等の見直しに当たっては、ご指摘の点を考慮したい（環境省）